我孫子市開発行為に関する条例の逐条解説新旧対照表

改正後	改正前
【条例】 （用語の定義） 第２条　略 【規則】 （条例第２条第１号の規則で定める土地の区画形質の変更） 第２条　略 【趣旨】　略 【解説】 ■　条例第２条第１号の開発行為とは、法第４条第 12 項に規定する土地の区画形質の変更をいい、具体的な内容は規則で規定している。 □　略 □　略 □　略 □　略 □　略 □　略 □　略 □　略 □　略 **□　規則第２条第３号キ「工事の完了の公告に係る土地」とは、建築物の敷地として開発行為が完了された土地のことをいう。** ■　略	【条例】 （用語の定義） 第２条　略 【規則】 （条例第２条第１号の規則で定める土地の区画形質の変更） 第２条　略 【趣旨】　略 【解説】 ■　条例第２条第１号の開発行為とは、法第４条第 12 項に規定する土地の区画形質の変更をいい、具体的な内容は規則で規定している。 □　略 □　略 □　略 □　略 □　略 □　略 □　略 □　略 □　略 □　略 ■　略